

ひたちなか市教育委員会会議録

平成30年 第5回 ひたちなか市教育委員会3月臨時会 会議録					
平成30年3月28日		開会 午後2時00分		閉会 午後3時15分	
○場 所	本庁第3分庁舎 防災会議室1				
○出席委員	教育長 木下 正善	委 員 石田 厚子	委 員 西野 信弘	委 員 白石 愛子	委 員 石川 拓也
○欠席委員					
○会議に出席した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			根本 宣好	出席
	参事兼総務課長			湯浅 博人	出席
	参事（教育担当）			橋本 清文	出席
	参事兼指導課長			関口 拓生	出席
	施設整備課長			澤島 恵一	出席
	学務課長			小澤 功	出席
	参事兼青少年課長			堀江 貴美代	出席
	中央図書館長			笹沼 義孝	出席
	○事務局員	総務課係長			狩谷 智則
総務課主幹			黒澤 一彦	出席	
○議 事					
1 議案	協議事項4	ひたちなか市1号認定子ども等に係る特定教育・保育施設の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則制定（案）について【公開】			
	協議事項5	市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則制定（案）について【公開】			
	議案第5号	ひたちなか市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第6号	ひたちなか市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令制定について【公開】			
	議案第7号	ひたちなか市奨学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第8号	ひたちなか市奨学生選考審査会規則を廃止する規則制定について【公開】			
	議案第9号	ひたちなか市幼児施設設置協議会規則を廃止する規則制定について【公開】			
	議案第10号	ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第11号	ひたちなか市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第12号	ひたちなか市立学校給食センターの学校給食非常勤調理員等就業規程の一部を改正する訓令制定について【公開】			
	議案第13号	ひたちなか市文化財調査専門委員の委嘱について【公開】			
議案第14号	ひたちなか市立学校の学校医等の委嘱について【公開】				
2 その他	(1)	3月定例市議会における教育委員会関係一般質問等について【公開】			

平成30年第5回ひたちなか市
教育委員会3月臨時会会議録

開会 15:00

教育長 (あいさつ、開会の宣言)

協議事項4 ひたちなか市1号認定子ども等に係る特定教育・保育施設の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則制定(案)について

議案第10号 ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定について

* 関連する項目なので一括協議。

学務課長 協議事項4については私立幼稚園の利用者負担額、議案第10号については公立幼稚園の授業料にかかる部分となります。

まず、「協議事項4 ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定(案)」について、ご説明いたします。本規則は、子ども・子育て支援法第27条第3項等に基づき、就学前の子どもが私立幼稚園等の特定教育・保育施設で教育を受ける場合の利用者負担額を定めております。市内の私立幼稚園6園については、平成27年度の子ども・子育て支援法施行以後も同法の適用を受けず、県の私学助成金による経常費等の補助を受け、市の就園奨励費による保護者の負担軽減を行ってきたところです。平成30年度からは、市内のすべての私立幼稚園が子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設への移行を予定することとなりましたので、本規則で定めます利用者負担額の見直しを行うものであります。

また、利用者負担額の算定基準となる「所得割課税額」の定義について、寄附金税額控除を受けている者のうち、ふるさと納税によるワンストップ特例制度を利用している場合においても税額控除前の所得割の額で算定することを明確にするため、本規則で引用している地方税法の条項の追加を行うとともに、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の改正により、認定こども園の定義として本規則で引用する同法の条項ずれの修正を行うものです。

これまで市内の私立幼稚園は新制度に基づかない運営でしたので、それぞれの園が独自に保育料を定め、保護者がそれを支払い、市では就園奨励費という形で補助を行っておりました。新年度から市内のすべての私立幼稚園が新制度に移行することになりましたので、料金を定めるにあたって、これまでの運営

の形や現状を踏まえ、この新制度に移行した場合の保護者の実質的な負担額が変わらないように留意しながら、今回の改正案を作成したところです。

改正内容としては、本規則別表中の金額について、まず第2階層として市民税非課税世帯のうち、ひとり親世帯等以外の世帯の第1子について、これまで3,000円だったものを0円に改正しています。また、第3階層として市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯のうち、ひとり親世帯等の第1子について、これまで3,000円だったものを0円に、ひとり親世帯等以外の世帯について、第1子10,900円だったものを4,800円に、第2子5,400円だったものを300円に改正しています。第4階層として市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯では、第1子15,300円だったものを15,000円に、第2子7,600円だったものを5,000円に改め、第5階層として市町村民税の所得割課税額が211,201円以上の世帯では、第1子20,500円だったものを20,000円に、第2子10,200円だったものを7,500円に改正しています。

さらに備考の部分ですが、ふるさと納税によるワンストップ特例制度を使用した場合についても、税額控除前の額で所得を計算するという内容を新たに加えたほか、本規則で引用する法律の条項ずれの修正を行っております。

続きまして、「議案第10号 ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定」について、ご説明いたします。

本規則は、ひたちなか市立幼稚園授業料徴収条例第3条に基づいて、公立幼稚園の授業料の額を定めております。幼稚園授業料は、子ども・子育て支援法第27条第3項等に基づき、政令で定める額を限度として市町村が定める特定教育・保育施設の利用者負担額の性質をもつものであります。

平成30年度から市内のすべての私立幼稚園が子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設への移行を予定しており、先ほどの「ひたちなか市1号認定子ども等に係る特定教育・保育施設の利用者負担額を定める規則」に定める私立幼稚園等の利用者負担額の見直しを行うことから、ひたちなか市立幼稚園授業料の金額が私立幼稚園の利用者負担額を上回る部分について、本規則で定める幼稚園授業料の見直しを行うものであります。併せて、先ほどの協議事項4と同様に、ふるさと納税によるワンストップ特例制度を利用している場合においても税額控除前の所得割の額で算定することを明確にしております。

改正内容としては、本規則別表中の金額について、まず第2階層として市民税非課税世帯のうち、ひとり親世帯等以外の世帯の第1子について、これまで2,400円だったものを0円に改正しています。また、第3階層として市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯のうち、ひとり親世帯等の第1子について、これまで3,000円だったものを0円に、ひとり親世帯等以外の世帯について、第1子5,800円だったものを4,800円に、第2子800円だったものを

300 円に改正しています。第 4, 第 5 階層については, 私立幼稚園の額を公立幼稚園の額が上回るということはありませんので, 今回見直しは行っておりません。

このほか, 備考の部分は協議事項 4 と同様に, ふるさと納税によるワンストップ特例制度を使用した場合について, 税額控除前の額で所得を計算するという内容を新たに加えたほか, 本規則で引用する法律の条項ずれの修正を行っております。

【質疑, 意見等】

特になし

- * 協議事項 4 ひたちなか市 1 号認定子ども等に係る特定教育・保育施設の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則制定 (案) について, 議案第 10 号 ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定について, の 2 件は全員一致で承認されました。

協議事項 5 市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則制定 (案) について

議案第 7 号 ひたちなか市奨学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議案第 8 号 ひたちなか市奨学生選考審査会規則を廃止する規則制定について

- * 関連する項目なので一括協議。

総務課長 まず「協議事項 5 市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則制定 (案)」について, ご説明いたします。

改正理由としては, ひたちなか市奨学資金貸与条例の一部改正により, 奨学資金の貸与の停止, 返還の猶予など予算の執行に係る事務を市長の権限として明確化することから, これらの事務を教育委員会に委任することについて, 本規則に規定するものです。

主な内容としては, 「地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき, 市長の権限に属する事務のうち次に掲げる事務は, これを教育委員会に委任する」として, その第 5 号に「ひたちなか市奨学資金貸与条例第 2 条第 1 項に規定する奨学資金に関する事務」をつけ加えるものです。

次に, 「議案第 7 号 ひたちなか市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則制定」について, ご説明いたします。

改正理由としては, 今般, ひたちなか市奨学資金貸与条例の一部が改正されることに伴い, 「ひたちなか市奨学資金貸与条例施行規則」に関連する事項について, 所要の改正を行おうとするものであります。

奨学資金貸与条例の一部改正については、奨学資金貸与の対象から高校生を除き、専門学校生を加えるとともに、入学準備金制度を新たに設けるといった内容で、2月定例会の時にご説明し、今回の3月定例会市議会において可決されたところです。これに伴いまして、本規則中の貸与等の手続に必要な規定や様式等について所要の改正をするとともに、文言の整理等を行ったところです。

続きまして、「議案第8号 ひたちなか市奨学生選考審査会規則を廃止する規則制定」について、ご説明いたします。

改正理由としては、これまで、奨学資金貸与事業における奨学生の選考については、ひたちなか市奨学生選考審査会において実施してきましたが、今般、当該事業の見直しにより、教育委員会事務局において選考を行うこととするため、当該審査会の設置について規定した本規則を廃止しようとするものであります。

選考審査会による選考は平成29年度まで行ってまいりましたが、ご存じのように、ここ数年は事務局における選考で通った方がすべて奨学生として選ばれていること、例年応募者が少なく選考審査会で選考する意味合いが薄れつつあるなどの現状がございます。今後は事務の簡素化と迅速な事務処理という観点から事務局が選考を行いたいと考えておりますことから、本規則について廃止しようとするものです。

【質疑、意見等】

特になし

- * 協議事項5 市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則制定(案)について、議案第7号 ひたちなか市奨学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則制定について、議案第8号 ひたちなか市奨学生選考審査会規則を廃止する規則制定について、の3件は全員一致で承認されました。

議案第5号 ひたちなか市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について

議案第6号 ひたちなか市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令制定について

- * 関連する項目なので一括協議。

総務課長 まず「議案第5号 ひたちなか市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定」について、ご説明いたします。本件は平成30年4月1日に行われる組織改編に伴い、関連する事項について改正しようとするものです。改正内容としては、本規則第3条第2項の表に新たな室として学務課のところに保健給食室を新たに加えますとともに、分掌事務についても学務課の分

掌事務を一部削除し、保健給食室の分掌事務を新たに加えております。

続きまして、「議案第6号 ひたちなか市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令制定」について、ご説明いたします。本件は、平成30年4月1日に行われる組織改編及び那珂湊第三小学校共同調理場の設置に伴い、関連する事項等について改正しようとするものです。改正内容としては、同規程第2条の用語の意義において、施設長のところに那珂湊第三小学校共同調理場長を新たに加えるとともに、第5条第4項のところでは副参事及び副技正の専決についての規定も加えております。また、別表についても、学務課から保健給食室が分かれることから、専決事項について「就学（就園）奨励及び援助に関する事項」を「幼稚園就園奨励に関する事項」、「児童生徒の就学援助費及び特別支援教育就学奨励費に関する事項」の2つに分けたところとあります。

【質疑、意見等】

特になし

- * 議案第5号 ひたちなか市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について、議案第6号 ひたちなか市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令制定について、の2件は全員一致で承認されました。

議案第9号 ひたちなか市幼児施設設置協議会規則を廃止する規則制定について

総務課長

「議案第9号 ひたちなか市幼児施設設置協議会規則を廃止する規則制定」について、ご説明いたします。廃止理由として、これまで本市では幼児施設の設置及び収容定員の変更については、幼児施設の適正かつ合理的な設置を図るため、幼児施設設置協議会において幼児保育・教育関係者等の意見を聴取していたところです。しかしながら、子ども・子育て支援法の施行に伴い、本市に子ども・子育て審議会が設置され、同審議会における供給体制の整備及び利用定員に関する審議の中で、関係者の意見聴取が可能となりました。さらに市内のすべての私立幼稚園が、平成30年度から新制度に移行することとなり、同協議会で協議する内容がなくなったため、本規則を廃止しようとするものです。

また、付則として、ひたちなか市教育委員会事務局組織規則の別表中、総務課の分掌事務にある「幼児施設設置協議会に関する事」を削除する旨の規定を設けております。

【質疑、意見等】

特になし

* 議案第9号 ひたちなか市幼児施設設置協議会規則を廃止する規則制定について、は全員一致で承認されました。

議案第11号 ひたちなか市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議案第12号 ひたちなか市立学校給食センターの学校給食非常勤調理員等就業規程の一部を改正する訓令制定について

* 関連する項目なので一括協議。

学務課長

まず「議案第11号 ひたちなか市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定」について、ご説明いたします。こちらは、先般、条例改正案としてご説明いたしましたが、この度3月定例市議会で可決成立したことから、これに伴って本規則について所要の改正を行うものです。

提案理由として、本市の学校給食は、那珂湊地区では共同調理場方式、勝田地区においては単独調理場方式を採用しておりますが、那珂湊地区の各小中学校（那珂湊中を除く）、各幼稚園に給食を配送している学校給食センターは、建築から47年が経過し老朽化しておりますが、改築するにあたっては都市計画法や建築基準法などの規制があり、現在地での改築は困難となっている状況です。そこで、那珂湊第三小学校校舎の改築に合わせて新たに共同調理場を設置し、これまで学校給食センターの受配校だった那珂湊第一、第二小学校と那珂湊第一、第二、第三幼稚園に給食を配送することとしております。

今回の条例改正に伴い、新たに本規則において、那珂湊第三小学校共同調理場の所管学校、分掌事務、職員の配置、勤務時間及び運営委員会など組織、運営等に関する事項を規定し、適切な管理運営を図るものであります。

改正する内容として、名称を「ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例」とし、第2条では所管学校について、学校給食センターは平磯小学校、磯崎小学校、阿字ヶ浦小学校、平磯中学校、阿字ヶ浦中学校とし、那珂湊第三小学校共同調理場は那珂湊第一、第二、第三小学校及び那珂湊第一、第二、第三幼稚園と定めております。また、第4条では職及び職務として、これまで学校給食センターに所長を置いておりましたが、今後は両方の共同調理場の長を指す役職として場長に改めました。第6条及び第7条では、それぞれの共同調理場に学校関係者等により組織する運営委員会を設置することなどを規定しております。

併せて、付則において、ひたちなか市教育委員会公印規則中の別表第1に記載する一般公印に、新たに那珂湊第三小学校共同調理場長の印を加えるなど所要の改正を行うものであります。

続きまして、「議案第12号 ひたちなか市立学校給食センターの学校給食非常勤調理員等就業規程の一部を改正する訓令制定」について、ご説明いたします。

改正理由としては、那珂湊第三小学校共同調理場が平成30年4月1日から設置されることに伴い、同調理場で勤務する非常勤調理員等について就業規程が必要になったことから、これまでの「ひたちなか市立学校給食センターの学校給食非常勤調理員等就業規程」に、同調理場で勤務する非常勤調理員等について必要な規定を新たに加えようとするものであります。

主な内容としては、まず同就業規程の名称を「ひたちなか市共同調理場の非常勤調理員等就業規程」に変更するとともに、第2条では非常勤調理員等の定義について、「学校給食センターに勤務する」を「学校給食センター及び那珂湊第三小学校共同調理場に勤務する」に改めております。また、第15条では、勤務日及び勤務時間について、これまでの「一日当たり6時間を超えず、かつ一週間当たり30時間を超えることができない」を「一日当たり7時間を超えず、かつ一週間当たり35時間を超えることができない」と改めております。因みにこれは学校給食センターの調理員の場合、3種類の勤務形態があり、1日当たり最大でも6時間までとしておりますが、那珂湊第三小学校共同調理場では1種類の勤務形態とし、1日当たり最大7時間、1週間当たり35時間としたため、改正するものであります。このほか、用語及び関連する様式等について所要の改正をするものであります。

【質疑、意見等】

特になし

- * 議案第11号 ひたちなか市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について、議案第12号 ひたちなか市立学校給食センターの学校給食非常勤調理員等就業規程の一部を改正する訓令制定について、の2件は全員一致で承認されました。

議案第13号 ひたちなか市文化財調査専門委員の委嘱について

総務課長 ひたちなか市文化財調査専門委員の委嘱について、ご説明いたします。

専門委員の先生方の委嘱は、ひたちなか市文化財調査専門委員設置規則第3条において、「専門委員は、文化財の調査に関し学識経験を有する者のうちから、それぞれの調査について専門領域ごとに必要に応じて教育委員会が委嘱す

る」と規定されており、また職務としては、同規則第2条第1項において「考古、歴史、民俗、動植物等の文化財の調査における一の調査の専門的業務を総括し、調査員等を指揮して調査に当たる」として、現在4名の先生方を委嘱しているところです。今回の委嘱につきましては、昨年度同様、4人の先生方を再任する形で委嘱したいと考えております。因みに、川崎純徳様は考古学が専門ですので埋蔵文化財の発掘調査・指導及び指定候補となっている文化財の調査など、横堀誠様は植物が専門ですので多良崎城跡の森林保護調査など、谷津隆夫様は刀剣類が専門ですので武田氏館の管理指導など、平野伸生様は文化財全般として今後の市の指定文化財の調査などを、それぞれお願いしたいと考えております。

【質疑、意見等】

特になし

- * 議案第13号 ひたちなか市文化財調査専門委員の委嘱については、は全員一致で承認されました。

議案第14号 ひたちなか市立学校の学校医等の委嘱について

学務課長 ひたちなか市立学校の学校医等の委嘱について、ご説明いたします。

本案件は、ひたちなか市立学校管理規則第24条又はひたちなか市立幼稚園管理規則第10条の規定に基づき、ひたちなか市立学校の学校医若しくは学校薬剤師、又は幼稚園薬剤師を委嘱しようとするものです。これまで、那珂湊中学校の学校医として佐藤栄一先生、那珂湊第三小学校・学校薬剤師及び那珂湊第三幼稚園・幼稚園薬剤師として黒澤文子様それぞれ務めていただきましたが、今年度限りで退任されますことから、その後任に、那珂湊中学校の学校医として手島映子先生、那珂湊第三小学校・学校薬剤師及び那珂湊第三幼稚園・幼稚園薬剤師として安河内都紀子様にそれぞれお願いしたいと考えております。なお、任期は平成30年4月1日から翌年3月31日までの1年間となっておりますが、特に本人から申し出がない限り、その後も継続していただく形をお願いしております。

【質疑、意見等】

特になし

- * 議案第14号 ひたちなか市立学校の学校医等の委嘱については、は全員一致で承認されました。

その他（１）３月定例市議会における教育委員会関係一般質問等について

教育次長

３月定例市議会については、昨日閉会を迎えまして、全議案が可決されたところです。今回は、一般質問に加え、各会派の代表者である５名の方々から、代表質問という形で、質問をいただきました。こちらは、市長が新年度の施政運営について所信を述べる施政方針に対する質問でございます。

平成３０年度施政方針では、６つの基本的な柱を掲げており、うち教育委員会関係の取組みが述べられているところは、主に「子育て支援と教育の充実」のところで説明がされています。また、「都市基盤の整備と住みやすいまちづくりの推進」では、小中一貫校の新設に伴う新駅の設定について、「自立と協働のまちづくりと行財政改革の推進」では、那珂湊支所新庁舎の整備に伴う歴史資料等の展示や、奨学資金貸与制度の拡充等について、それぞれ述べられております。

先ほど申し上げました代表質問については、市長が述べた施政方針の内容についての確認質問でありまして、今回、質問のあった内容は次のとおりです。

○ 樋之口議員（ふるさと２１）からの質問

まず「子育て支援と教育行政」としては、教育行政について、新図書館設置について、青少年育成事業について、それぞれご質問がありました。

１つ目は、新年度から取り組む英語教育の具体的な内容と教員の指導力の強化についてのご質問のほか、英語の教科化に関して英語が新しい教科になってくことで他の授業にしわ寄せはでないか、といった趣旨のご質問がありました。

２つ目は、中央図書館の建替えについてのご質問でした。ご存知のように、生涯学習センター及び青少年センターが昨年１０月、ふぁみりこらぼに移転しましたが、議員からはその跡地利用として隣接する商工会議所等を含め一体的に整備しては如何か、というご提案がありました。新図書館の設置場所については、まだ決定しておりませんので、議員の意見については参考にさせていただくとともに、本市の中央図書館にふさわしい規模と機能を備えて、誰もが利用しやすい施設となるよう検討を進める旨の答弁をしたところであります。

３つ目は青少年育成ですが、これは青少年課が行っている事業についてのご質問でしたので、洋上学習や自然体験キャンプ等の内容について説明いたしました。

このほか、人材育成に関連して、今回新たに創設されます奨学資金返還支援事業について、どのような職種の方が対象になるのか、といったご質問がありました。

○ 三瓶議員（日新クラブ）からの質問

1つ目は教育行政について、こちらは英語教育充実の具体的な内容や、教員の指導力強化についてのご質問でしたので、先ほどの樋之口議員に説明した内容とほぼ同じ内容の答弁をいたしました。

2つ目はICT教育の推進について、こちらはタブレット端末及び電子黒板の導入の詳細と教職員の負担軽減について、また今後のICT教育の推進について、ご質問がありました。

3つ目は「ひたちなか未来塾」について、こちらはその実施状況と課題、平成30年度の実施内容についてのご質問でした。

4つ目は放課後児童クラブ（学童クラブ）について、有料化への経緯と利用者への広報についてのご質問がありました。有料化については、平成30年10月から実施予定であり、1人当たり2,000円ということでお知らせしているところですが、国の基準によりますと保護者の負担は全体費用の2分の1になっているところ、本市ではそうした負担を和らげるため、保護者の負担は全体費用の3分の1としたところです。

○ 薄井議員（同心の会）からの質問

まず1点目は小中一貫校について、こちらは統合校整備等推進委員会における各検討部会等での協議・検討状況、統合校周辺の市道の整備計画、それと協議を進めていく中での課題や問題点についてのご質問でした。課題や問題点について、今のところ特に目立ったものはありませんが、それぞれ具体的にお答えしたうえで、地域に誇れる新しい学校を創る旨の答弁をしたところです。

2つ目は不登校児童生徒への対応について、こちらは適応指導教室、いわゆる「いちょう広場」の現状、いじめ・不登校相談センターの活動内容、那珂湊中学校に配置しております絆サポーターの取組みについてのご質問でした。

3つ目は学童クラブについて、まず放課後支援員の活動内容についてのご質問でしたので、同支援員は認定資格研修を受講したうえでそれぞれ自主的に学童クラブの運営にあたっている旨を答弁しました。また、学童クラブ有料化についてのご質問に対しては、先ほどお話ししたとおりの答弁をしたところです。

4つ目は中央図書館についてのご質問でしたが、こちら先ほど樋之口議員にご説明した内容とほぼ同じご質問でした。

5つ目は奨学金について、こちら先ほど答弁したものと同一内容のご

質問でした。

○ 打越議員からの質問

1つ目は2021年開校予定の小中一貫校の進捗状況についてのご質問でしたので、先ほど薄井議員にご説明した内容とほぼ同じ答弁をいたしました。

2つ目はカウンセリングアドバイザー（スクールソーシャルワーカー）の配置と活用、その活用の状況・課題、さらには増員の計画や各中学校への配置等についてのご質問がありました。

○ 加藤議員からの質問

1つ目は地域人材の積極的な活用と謳っておりますが、こちらはコミュニティゲストや部活動外部指導者についてのご質問でした。

2つ目は「ひたちなか未来塾」について、こちらは先ほど三瓶議員のところで答弁したとおりでありまして、29年度は4校で実施しておりますが、30年度は8校増やして計12校で実施する旨の答弁をいたしました。

3つ目は経済的な理由で就学することが困難な児童・生徒への支援についてご質問がありました。こちらは就学援助制度のことでありまして、生活保護に準ずる程度の経済的な困窮世帯に対して、学用品等の支給を行う事業についてご説明したところです。

4つ目は、放課後学童クラブについてのご質問でした。こちらは30年度に向けた利用者の応募状況、それと有料化についてのご質問でしたので、応募状況など具体的な人数についてご説明したところです。

5つ目は、高校、大学等に通う学生の就学支援について、こちらは奨学金の返還支援制度についてのご質問でしたので、具体的な制度の内容を説明したところです。

続きまして、一般質問についてご説明いたします。一般質問は6人の議員が登壇し、うち教育委員会が所管する部分について4人の議員からご質問をいただきました。

○ 山形議員からの質問

「だれもが安心して生活できる社会保障の充実」について、こちらは就学援助制度についてのご質問でした。この制度は生活保護の制度に準拠しておりまして、世帯収入額が生活保護基準額の1.4倍未満に該当する世帯を対象にしておりますが、生活保護基準額が国の方針により今年10月改定されるにあたり、本市にどのような影響が出るのか、あるいはどのような手続きをするのか、といった趣旨のご質問をいただきました。生活保護基準額は今年10月に改定されますが、就学援助申請の大部分は年度当初であり、6月には

認定作業を終えることや、年度途中での認定基準の変更は混乱を来たす恐れがあることを考慮し、30年度中は現在の認定基準を使用する、という答弁をしたところです。

○ 宇田議員からの質問

「すべての子どもに居場所のある学校のために」として、4点にわたりご質問がありました。

1つ目は不登校児童生徒の状況についてのご質問でしたので、担任や相談員による家庭訪問など、それぞれの対応の仕方や取組みについてご説明いたしました。

2つ目は教室に入れない子どものための学校内の居場所として、特に保健室と養護教諭の役割、あるいは相談室の役割と配置についてご質問があったほか、「教室に足が向かない子どもの居場所」として図書室を活用してはどうか、といったご提案がありました。

3つ目は「学校に行けない子どもたちの学校外の居場所」についてのご質問でしたので、適応指導教室、いわゆる「いちょう広場」の取組み、あるいは心のサポーターや絆サポーターの役割などについて、ご説明いたしました。

4つ目は「子どもたちの笑顔輝く学校となるために」として、配置すべき教員の来年度の状況や、スクールソーシャルワーカーの成果と課題について、ご質問をいただいたところです。

○ 所議員からの質問

い賓閣の復元についてのご質問ですが、こちらは、かつて湊公園に建っていた水戸藩の別荘ともいうべき建物について、復元してはどうか、というご提案をいただきました。

い賓閣の建物は、幕末に起きた「元治甲子の乱」で焼失しておりますが、い賓閣復元研究会という民間の研究団体によって長年にわたり文献等の収集や研究が行われ、昨年3月には復元模型が完成いたしました。本市においては、本年4月オープン予定の那珂湊支所新庁舎の展示室に模型展示用のケースを備え、オープニングの企画展で模型を展示してまいります。

い賓閣を復元することについては、過去の答弁でも申し上げておりますが、文化財としてい賓閣を復元するには建造物の構造や建築資材の特定など十分な確証を得て行わなければなりませんし、また現地は現在公園として活用されているため、都市公園法など関係法令の規制基準を十分把握したうえで、復元の可能性について慎重に判断することが求められていることから、現時点で復元は難しい旨の答弁をしたところです。

○ 鈴木道生議員からの質問

「公共施設のマネジメント」として、統合校完成後の旧学校施設の利活用についてどのように検討がなされているか、あるいは中央図書館の建替え等についての考え方を伺う、といったご質問がありました。

統合校は平成 33 年度開校を目指しておりますが、開校後の 5 つの小中学校の校舎、体育館、グラウンド等の利活用の検討状況としては、本年度、地元の住民、統合校対象校の小中学校 P T A、及び市役所職員を対象に、跡地利用に関するアンケートを実施しましたので、その結果等について答弁いたしました。その中には、校舎を集会所やコミュニティ施設とする提案や、体育館・グラウンドをスポーツ施設として利用する提案が多く挙げられ、そのほかには、観光・合宿を目的とした宿泊施設や、福祉施設などの利用提案もあったところです。これらについては、現在市内に「学校施設跡地利活用検討委員会」を設置し、ここでこの学校施設がそれぞれの地区のまちづくりにどう活かされるべきか、という観点から協議を進めてまいりたい、といった答弁をしたところです。

以上のように様々な質問に対して答弁したところですが、その中で再度教育委員会として検討を要するものについて、1 件だけ説明させていただきます。資料の中の懸案事項検討調書をご覧ください。今回、山形議員から質問のありました就学援助の基準引き下げについての検討課題及び今後の執行方針としましては、世帯数の人数・構成等の要件により生活保護基準がどう変わるかはまちまちであること、及び年度途中で認定基準の改定は混乱をきたす恐れがあることから、30 年度は現在の就学援助の認定基準を用いることといたしました。また、今後は、その認定基準の改定については総合的な影響を評価したうえで、その内容と時期について検討する必要がある、と調書で述べております。

【質疑、意見等】

石田委員

子どもの居場所について保健室があるという話がありましたけれども、私が聞いたところでは、保健室は 1 人につき 1 回、1 時間までと決まっているらしく、教室に入れないから保健室にいさせてください、といってもなかなかその通りにいかず、断られることもあると耳にしていますが、そういう決まりがあるのですか。

教育長

不登校など何らかの課題を抱えた子どもは人からの視線を気にする傾向がありますので、比較的視線が遮られる保健室を選ぶ子は多いと思います。

保健室にはそういった理由で来る子どもと、怪我等で通う子どもの両方がいますので、恐らくそうした関係から制限をかけている学校もあるように思います。

指導課長

その学校の全体の状況によって、保健室の相談時間などを決める場合があります。例えば、保健室が相談しやすいからといっても、繰り返し使うことでだんだん溜まり場ようになってしまうような場合は、居られるのは1時間までにしてそれ以上かかる時は家に連絡して迎えに来てもらうとか、そういうふうに決めている学校もあります。昔はほとんどの中学校でそういうルールだったのですが、今は、各学校に配置している相談員等がその子に付き添って別室で見るという方法も多くみられます。甘えて繰り返し保健室に来てしまうような子の場合は少し制限を加えてみて、それでも教室に戻れない時は、保健室を含めて別室で過ごすなど、子どものためにそうした対応をとる場合もありますが、今後対応の仕方については考えていかなければならないと思います。

石川委員

学童クラブの有料化については、市として当然かなと思います。これまでですと、子どもたちを受け入れるキャパシティが足りなくて、学校にも随分苦情をいただいたりしていた経緯がありますが、応募人数とキャパシティのバランスというのは如何でしょうか。

青少年課長

30年度は佐野小で今まで2クラブ（教室）だったところ、3クラブにして定員を増やすこととしました。東石川小でも1クラブ増やし2クラブとしまして、定員を増やしました。佐野小、東石川小では、学童クラブで使っている教室の隣の部屋が空き教室になったためクラブ数が増えたところですが、それ以外の学校については空き教室がないところもありますので、堀口小では学童クラブ専用のプレハブ施設を設置するため、30年度の予算に計上しているところです。

教育次長

新年度の応募状況について現在の状況を申し上げますと、定員2,294人に対して、申込み者が1,919人であり、審査の結果、1,902人を承認したところでありますので、全体的に見れば総定員に満たない形となっています。

石川委員

恐らく学校によって、定員規模は違いますよね。

教育次長

そうです。

青少年課長

今回、各学校における定員をそれぞれの利用率に応じて見直しましたので、29年度は2,000名だったところを、30年度は2,294人にしております。

教育長

今年10月から有料化することで、今後どのような影響が出るのか、気になるところですが、状況によっては何らかの対応を考えなければならないか、と思います。

青少年課長

今年9月までは無料なので、無料のうちは預けておいて、10月以降は使わ

ない方もいると思います。特に4年生のお子さんで、普段あまり利用していないご家庭では、その時点でやめる、という方も中にはいらっしゃると思います。有料化することで利用者がどのくらい減るのかについては、実施してみないとわからないところではあります。

教 育 長

(閉会の宣言)

閉会 16:15